

入札参加資格における配置予定主任 (監理)技術者の実績評価方法の改正について

工事の途中で技術者が変わっている場合の扱いは、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として工期の半分以上かつ完了時まで従事した者の実績を認めてきましたが、技術者不足への対応、実績を増やす目的での不要な技術者の変更・追加を防止するため、以下のとおり改正します。

入札参加資格

配置予定主任(監理)技術者の過去の実績要件

	新	旧
①	入札参加申込書を提出する前日までの実績	事後審査書類を提出するまでの実績
②	主任(監理)技術者、現場代理人として対象工事に従事した経験を認めます。 担当技術者での経験は認めません。	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として対象工事に従事した経験を認めます。
③	工事の途中で交代している場合は、完了時まで従事した者の実績を認めます。	工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した者の実績を認めます。

※完了時とは、コリンズ工事実績(竣工登録)の工期の末まで。

コリンズで確認できない場合は、合格通知書の写し等で引き渡しが進んでいることを確認します。

※総合評価の配置予定技術者の能力の評価方法については、これまでどおり、

- ①入札公告の前日までの実績
- ②主任(監理)技術者、現場代理人として対象工事に従事した経験
- ③工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した者の実績
を評価します。

○ 平成28年11月1日以降に公告又は通知する工事に適用します。